

○幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令（昭和３３年防衛庁訓令第６３号）新旧対照表

（下線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（薬剤科幹部候補生） 第 7 条 次の各号のいずれかに該当する年齢 2 0 歳以上 <u>2 8 歳</u> 未満の日本の国籍を有する者で薬剤科幹部候補生試験に合格したものは、陸曹長、海曹長又は空曹長に採用し、薬剤科幹部候補生を命ずる。 （1）大学において正規の薬学の課程 <u>（学校教育法第 8 7 条第 2 項に規定するものに限る。）</u> を修めて卒業した者 （2）（略）	（薬剤科幹部候補生） 第 7 条 次の各号のいずれかに該当する年齢 2 0 歳以上 <u>2 6 歳</u>（学校教育法による大学院において正規の薬学の課程を 2 年以上修め、<u>薬学修士の学位を受けた者にあつては 2 8 歳</u>）未満の日本の国籍を有する者で薬剤科幹部候補生試験に合格したものは、陸曹長、海曹長又は空曹長に採用し、薬剤科幹部候補生を命ずる。 （1）大学において正規の薬学の課程を修めて卒業した者 （2）（略）